

第3章 中途追加契約に関する特約

(特約の適用)

第1条 当組合は、共済契約者が共済期間の途中で共済契約を新たに追加する自動車（以下「中途追加契約自動車」といいます。）にこの特約を適用します。

(中途追加契約自動車の通知)

第2条 共済契約者は、中途追加契約自動車が発生した場合は、直ちに書面をもって、その旨を当組合に通知しなければなりません。

(中途追加契約自動車に対する共済責任期間)

第3条 中途追加契約自動車にかかわる組合の共済責任は、第2条の通知を受領したとき以降に始まり、共済証書記載の共済期間の末日の午後4時に終わります。

(共済掛金の精算)

第4条 当組合は、第2条の通知を受領したときは、その定めるところに従い、追加共済掛金を請求します。

2. 共済契約者は、追加共済掛金を第3条に定める共済責任期間の開始日の属する月の翌月10日までに支払わなければなりません。ただし、払込み方法を口座振替とした場合は、共済責任期間開始日の属する月の翌月の別途金融機関の指定した引落日を払込期日とします。
3. 当組合は前項に定める払込期日までに追加共済掛金の払込みがなされなかった場合、第2条の通知を受領し、共済期間が始まった後でも共済掛金領収前に生じた事故については、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
4. 共済契約者が追加共済掛金を分割して払込む場合、2回目以降の分割払共済掛金についての払込方法等は、共済掛金分割払特約の規程によります。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、平成30年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
2. 全車両一括契約に関する特約は平成30年7月31日以前に始期を有する契約に適用し、当該契約の満了をもって廃止する。
3. この改正（第4条 共済掛金の精算）は、行政庁の認可の日から施行し、令和3年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。